

安城市監査公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき安城市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

平成29年6月23日

安城市監査委員 中 村 誠 一

安城市監査委員 武 田 文 男

行政監査に係る措置の通知書（健康推進課）

平成28年3月31日監査結果報告分（平成29年6月5日現在の措置状況）

自動体外式除細動器（AED）の設置及び管理について

1 設置状況について

市管理施設におけるAEDの設置状況は、概ね適切である。課題としては、AEDの設置場所が屋内であるため必ずしも24時間いつでも利用できる状態になっていないことやAEDの設置基準等が明確になっていないことが挙げられる。具体的には次の3点である。

まず、AEDを管理している施設の業務時間外での使用は、AEDが屋内での保管のため使用が制限されている状態である。

次に、隣接する施設にAEDが設置されているものの、当該施設には設置されていない市管理施設がある。

最後に、施設としてはAEDが1台設置されているものの、移動にかかる時間を考慮して配置しているかどうか疑問を感じる。小中学校の水泳指導時には職員室などからプールへAEDを配置させているため、プールから広い校内に移動させるとなれば、時間がかかる場合もある。

これらのことから、AEDの統括的な所管課の役割を果たしている健康推進課が、明確なAEDの設置基準や配置にあたって考慮すべきことを定めるべきであると考えます。

（措置内容）

AEDの設置基準や設置場所の情報公開、使用の教育や管理などについて検討し、関係部署との協議を行い、平成29年3月31日に「安城市自動体外式除細動器（AED）設置・管理に関する基準」を定めました。

平成28年度に、小・中学校において24時間いつでも活用できるように屋外設置を行いました。今後、利用状況等を見ながら、他の公共施設での屋外設置についても検討を行います。あわせて、AEDの増設についても検討していきます。

2 日常的な点検管理について

AEDの日常的な点検管理については、施設によって差があるものの低い評価となっている。その理由として、AEDをどのように点検管理をしていくのかという情報が不足していることやリモート監視システムへの依存、日常点検の重要性が周知されていないことが挙げられる。

日常点検の必要性については、平成21年4月16日付け厚生労働省医政局長・医薬食品局長名でAEDの適切な管理を求める通知が出され、その後も注意喚起がなされている。平成25年9月27日付け厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知で、AEDの製造販売業者あてに、平成21年通知を参考に、日常点検の重要性と消耗品の管理の必要性等について、改めてすべての設置者・購入者に情報提供することを求めている。

本市でも、平成26年5月及び平成27年6月公告の条件付き一般競争入札（物品購入）のAED仕様書において、受注者は納品時に、各施設のAED担当へ日常点検方法及び取扱説明書内の点検表の使用方法について説明することを条件としている。

いざという時に使えるように各施設でAEDを管理していくことが重要である。健康推進課で導入しているリモート監視システムは補完的なシステムであり、各施設での点検管理がその施設での救命措置につながることを各施設管理者が認識していただきたい。そのためにも、日常点検の方法と実施の記録及び報告方法を整理し、日常点検の運用基準を定め、改めて各施設管理者へ日常点検の重要性とともに周知をしていただきたい。

また、健康推進課による二重チェックの機能を果たすリモート監視システム自体の異常の有無を確認する運用基準等を定めるとともに、各施設のAEDの管理の補助をしていただきたい。

(措置内容)

リモート監視システムは、あくまで日常点検を補完する機能であるため、今後各施設には目視による日常点検を実施していただきます。そのため、健康推進課から年度当初に、各施設での日常点検の必要性を改めて周知するとともに、日常点検の方法とチェックシートの見本を示して、設置施設が適切な管理ができるよう周知します。また、リモート監視システムが正常に機能していることをメーカーが提供しているウェブサイトを確認を行うようにし、チェック体制を強化します。

3 設置情報の登録について

一般財団法人日本救急医療財団への登録状況は、低い評価となっている。平成27年8月25日付け厚生労働省医政局長通知や消防庁救急企画室長通知により、同財団へ積極的に登録するよう依頼されている。また、同財団とあいちAEDマップへの情報連携により、さらなる市民への情報提供と地域の救命率の向上が期待される。

屋内設置の施設では使用に時間的な制限があるため、その情報を含めて登録を進めるよう、各施設管理者への協力依頼をしていただきたい。また、屋外設置を進める計画があるため、設置場所の変更があればその更新登録の依頼もしていただきたい。

(措置内容)

設置情報の登録については、設置施設で行っており、あいちAEDマップと一般財団法人日本救急医療財団のAEDマップの両方に登録を行おうとすると、ログインIDやパスワード管理など各施設の事務負担が大きくなるため、登録をしていない施設もありました。これを受け、各施設の登録を健康推進課でまとめて行うこととし、屋外設置に伴う登録内容の変更にあわせて登録を行いました。

また、登録情報の信頼性を高めるため、年度当初に施設管理者に対して、健康推進課からAEDマップに登録している内容に変更が生じていないかを確認するとともに、登録内容の変更の有無に係らず、更新サイトにログインして、最新の状況確認日を更新することで、AEDマップの利用者に安城市の施設の登録情報が信頼していただけるものになると考えます。

4 操作方法の習得について

ガイドラインによれば、「心肺蘇生法を学ぶことで救命意識は向上し、心肺蘇生法の実施割合が増加するとの報告もある。勤務中の職員には、より高い頻度でAEDを用いた救命措置を必要とする現場に遭遇する可能性がある。日ごろから施設内の最寄りのAED設置場所を把握しておくとともにAEDを含む日常的な訓練を定期的な受けておく必要がある。」としている。

市職員では、勤務場所のAED設置場所を把握している割合、また、普通救命講習等の受講割合とも高かった。定期的に研修等で受講している施設においては、引き続き受講に努めていただきたい。しかし、勤務場所によっては、定期的に普通救命講習等を受講する機会が少なくなる場合がある。

今後は、AEDを使用できる人材を増やしていく必要がある。地元の自主防災

組織が行う救命講習等への参加や、衣浦東部広域連合のウェブサイト「応急手当WEB講習（e-ラーニング）」で心肺蘇生とAEDの使い方を学ぶことができるので、健康推進課としても機会を捉えて、心肺蘇生とAEDの使い方を学ぶよう働きかけをしていただきたい。

(措置内容)

年度当初に、施設管理者に対して、衣浦東部広域連合が実施する普通救命の日程や衣浦東部広域連合のウェブサイトで応急手当WEB講習（e-ラーニング）が受講できることなどの情報提供を行います。

さらに、市の職員全員に対し、応急手当WEB講習の情報提供に加え、地元の自主防災組織が行う防災訓練の中で、救命講習が実施される場合がありますので、積極的な参加を促していきます。地元の防災訓練に参加することにより、出来る限り市職員も操作方法を目にする機会を作ります。

5 指定管理者制度導入施設での管理について

AEDの管理は指定管理者が行うとしても、市は公の施設の設置者として、いつでも使える状態に管理指導する責務がある。

指定管理者制度を導入している所管課から指定管理者への指示ができるよう、市管理施設同様、日常点検の方法と実施の記録及び報告方法を明示し、所管課から指導するよう協力をしていただきたい。

(措置内容)

指定管理者制度導入施設を所管する部署に対して、指定管理者へ以下の指導や情報提供を行うよう依頼します。なお、指定管理者がすでに日常点検を実施している場合は、指定管理者制度導入施設を所管する部署にその内容について確認をしていただき、市からの要請内容を充たす場合は、指定管理者が実施する内容で継続していくこととします。

ア 日常点検について、実施方法の説明とその記録のとり方について、参考となる資料や記録用紙の見本を示して指導します。

イ AEDの操作方法の習得に関して、衣浦東部広域連合が実施する普通救命の日程や連合のウェブサイトで応急手当WEB講習（e-ラーニング）が受講できることなどの情報提供を行います。

指定管理者との基本協定や年度協定に、AEDの日常点検を明示することができるよう経営管理課と協議をします。

6 町内会での管理について

安城市AED設置費補助金交付要綱では、町内会等への補助金交付の目的を「地域住民の安全・安心の向上に資するため」としている。所期の目的を達成するためには、日常的な管理が必要となる。

町内会への納品時に、AEDの納入業者から管理方法の説明を受けているとは思われるが、現状では、適切な管理がされているとの評価はできない。町内会等への調査で、保守点検に自信がなくサポートを望むとの回答もあった。日常点検の方法と実施の記録及び報告方法を明示し、市民協働課から指導できるよう協力をしていただきたい。

(措置内容)

市民協働課に対して、町内会へ以下の指導や情報提供を行うよう依頼します。

ア 日常点検について、実施方法の説明とその記録のとり方について、参考となる資料や記録用紙の見本を示して指導します。

イ AEDの設置情報を広く市民に周知するため、一般財団法人日本救急医療財団のAEDマップ及びあいちAEDマップへの設置場所や利用可能時間などの情報の登録を依頼します。

なお、登録を実施してもらった町内会に対しては、情報の信頼性を維持するため、年に1回、登録内容の変更の有無に係らず、登録サイトの情報を更新して更新年月日を新しくすることを依頼します。

ウ AEDの操作方法の習得に関して、衣浦東部広域連合が実施する普通救命の日程や連合のウェブサイトで応急手当WEB講習（e-ラーニング）が受講できることなどの情報提供を行います。